

7 福薬業発第 6 3 号
令和 7 年 5 月 2 6 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 竹野 将行

**健康保険法第 65 条第 3 項第 6 号及び第 71 条第 2 項第 4 号に該当するときの
保険医療機関又は保険薬局の指定拒否並びに保険医又は保険薬剤師の
登録拒否について**

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして日本薬剤師会より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

令和 7 年 6 月 1 日から適用される「保険医療機関・保険薬局の指定」および「保険医・保険薬剤師の登録」に関する新たな運用方針を示したものです。

ご多忙とは存じますが、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

日 薬 業 発 第 58 号
令 和 7 年 5 月 22 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

健康保険法第65条第3項第6号及び第71条第2項第4号に該当するときの保
険医療機関又は保険薬局の指定拒否並びに保険医又は保険薬剤師の登録拒否
について

標記について、厚生労働省保険局医療課から別添のとおり連絡がありました
のでお知らせいたします。

保険医療機関又は保険薬局及び保険医又は保険薬剤師から、健康保険法第65
条第1項の指定申請及び同法第71条第1項の登録申請があった場合において、
同法第65条第3項第6号及び第71条第2項第4号に該当するときは、保険医療
機関等及び保険医等の指定及び登録をしないことができるとされているところ
ですが、今般、指定及び登録をしないことができる場合の取扱いについて示さ
れ、令和7年6月1日から適用されるとのことです。

つきましては、貴会関係者へご周知下さいますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 7 年 5 月 19 日

関 係 団 体 御中

厚生労働省保険局医療課

健康保険法第 65 条第 3 項第 6 号及び第 71 条第 2 項第 4 号に該当するときの
保険医療機関又は保険薬局の指定拒否並びに保険医又は保険薬剤師の登録拒否
について

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局長及び都道府県知事あて
連絡するとともに別添団体各位に協力を依頼しましたので、貴団体におかれま
しても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

地方厚生(支)局長
都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長
(公印省略)

健康保険法第 65 条第 3 項第 6 号及び第 71 条第 2 項第 4 号に該当するときの保険医療
機関又は保険薬局の指定拒否並びに保険医又は保険薬剤師の登録拒否について

保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）及び保険医又は保険薬剤師（以下「保険医等」という。）から、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 65 条第 1 項の指定申請及び同法第 71 条第 1 項の登録申請があった場合において、同法第 65 条第 3 項第 6 号及び第 71 条第 2 項第 4 号に該当するときは、保険医療機関等及び保険医等の指定及び登録をしないことができるところであるが、今般、当該条項に該当し、指定及び登録をしないことができる場合は下記のとおり取り扱うこととし、令和 7 年 6 月 1 日から適用することとしたので、通知する。

なお、適用日において現に健康保険法第 80 条及び第 81 条に基づき、保険医療機関等の指定取消及び保険医等の登録取消を受けているものに対する同法第 65 条第 3 項第 6 号及び第 71 条第 2 項第 4 号の適用については、なお従前の例による。

また、「国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の改正について」（平成 10 年 7 月 27 日付け老発第 485 号・保発第 101 号厚生省老人保健福祉・保険局長連名通知）の第一の 4 及び 5 は削除する。

記

- 1 次に掲げる場合に該当する保険医療機関等については、健康保険法第 65 条第 3 項第 6 号の「前各号のほか、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、保険医療機関又は保険薬局として著しく不適当と認められるものであるとき」として、地方社会保険医療協議会の議により再指定を拒否することができるものであること。

- (1) 指定を取り消された医療機関等の開設者が別の医療機関等として指定申請をしてきたとき
- (2) 取消処分を逃れるために保険医療機関等の指定を辞退し、その後しばらくして指定申請してきたとき
- (3) 保険医療機関等の指定取消を 2 度以上重ねて受けたとき
- (4) 不正請求及び不当請求に係る返還金（加算金を含む。）を納付していないとき（監査拒否等により返還金が確定していないときを含む。）

(5)指導監査を再三受けているにもかかわらず、指示事項について改善が見られず、指定更新時を迎えたとき

2 次に掲げる場合に該当する保険医等については、健康保険法第 71 条第 2 項第 4 号の「前三号のほか、申請者が、保険医又は保険薬剤師として著しく不相当と認められる者であるとき」として、地方社会保険医療協議会の議により再登録を拒否することができるものであること。

(1)取消処分を逃れるために保険医等の登録を辞退し、その後しばらくして登録申請してきたとき

(2)保険医等の登録取消を 2 度以上重ねて受けたとき

(3) 1 (4)に該当する保険医療機関等の開設者であったとき